

令和6・7年 利根川下流河川事務所 河川愛護モニター公募要綱

国土交通省 利根川下流河川事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

1. 活動内容

◎日常生活の範囲内で知り得た次の事項を河川愛護モニターとして、河川管理者に書面にて報告して下さい。（月に1度の定期報告と必要に応じ随時）

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を受けた場合。
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象があった場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した場合。
- ④河川内の動植物等の状況について。
- ⑤特別に河川管理者に報告することが必要と思われる事項。
- ⑥その他。（モニター会議（意見交換会）への参加）

（注意：定期的な河川巡視やゴミ投棄者・工作物の不法設置等の行為者に対し、直接注意又は指示を行い是正を図る等の責務は有りません）

2. モニター活動範囲（別紙－活動範囲区分の「A」から「H」）

※1 別紙－活動範囲区分表（読み替え表）「A」から「H」の範囲別距離表示に読み替え。

3. 応募資格

上記2. の範囲で河川に接する機会が多く、河川愛護に感心があり、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有し、満20歳以上の方で活動範囲に近隣して居住している方。

4. 委嘱・任期等

- ①国土交通省関東地方整備局長から河川愛護モニターとして委嘱することになります。
- ②任期は令和6年7月1日から2年間（予定）です。
- ③上記1. 活動内容について、理由の有無にかかわらず一定期間河川管理者に報告がなかった場合には、河川愛護モニターの委嘱を解除することになります。

5. 募集人員

別紙－1活動範囲区分（出張所別配置図）の **A～H** 毎に各1名（計8名）。

6. 手当

実費程度【参考：前年度は月 4,500 円（支給は3ヶ月毎）】

7. 選考方法

①募集人数以上に有資格者の応募があった場合には、・年齢・地域構成・自治会等の地域活動の参加経験・応募理由・過去のモニター経験等を総合的に勘案して選考させていただきます。

なお、選考については利根川下流河川事務所の選考委員会により実施されます。

②応募のない活動範囲については、隣接する活動範囲の応募状況を考慮し利根川下流河川事務所の選考委員会により調整することとします。

③選考結果は郵便にて応募者に通知します。

8. 応募方法

官製はがき又は本公募要領に添付の「令和6・7年 利根川下流河川事務所 河川愛護モニター応募用紙」に下記の事項を記入の上、応募先に「直接持込み」又は「郵便」にて令和6年4月17日（水）から令和6年5月17日（金）（17時00分必着）までに申し込み下さい。6月中に選考結果を応募者あてに発送いたします。

なお、FAXにて申し込みをする場合には、事前に応募先に連絡しFAXにより申込書を送る旨連絡してください。

（記入事項）

- ①申込日・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・希望活動範囲
- ②職業又は所属する団体（NPO等の加入があればその団体名）
- ③自治会等の地域活動へ参加した経験
- ④応募理由・川への思い等々
- ⑤河川愛護モニター経験の有無

令和6・7年 利根川下流河川事務所 河川愛護モニターの委嘱状の交付及び説明会については、選考結果の通知とは別に採用者の方へあらためて御連絡いたします。

9. 問い合わせ先及び応募先

※1 上記「2. モニター活動範囲」と同じく、別紙－活動範囲区分表（読み替え表）「A」から「H」の応募先をお願いします。

別紙一活動範囲区分表（読み替え表）

A 取手・北千葉管内

2. モニター活動範囲

手賀川両岸 0.0 km～ 7.7 km（北千葉導水路管理支所管内）

利根川右岸 75.5 km～85.5 km（取手出張所管内）

延長：25.4 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 取手出張所 河川愛護モニター担当

〒302-0024 茨城県取手市新町1-1-2

TEL 0297-72-1241 FAX 0297-74-7313

B 取手出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川左岸 79.0 km（小貝川合流点）～86.0 km

小貝川右岸 0.0 km（利根川合流点）～ 7.0 km

延長14.0 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 取手出張所 河川愛護モニター担当

〒302-0024 茨城県取手市新町1-1-2

TEL 0297-72-1241 FAX 0297-74-7313

C 竜ヶ崎出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川左岸 61.2 km～79.0 km（小貝川合流点）

小貝川左岸 0.0 km（小貝川合流点）～ 7.0 km

延長24.8 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 竜ヶ崎出張所 河川愛護モニター担当

〒301-0013 茨城県龍ヶ崎市8342

TEL 0297-62-0228 FAX 0297-62-6351

D 安食出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川右岸 51.5 km～75.5 km

延長24.0 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 安食出張所 河川愛護モニター担当

〒270-1512 千葉県印旛郡栄町須賀856

TEL 0476-95-0042 FAX 0476-95-8539

E 金江津出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川左岸 51.0 km ~ 61.2 km
延長 10.2 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 金江津出張所 河川愛護モニター担当
〒300-1403 茨城県稲敷郡河内町金江津官堤
TEL 0297-86-2002 FAX 0297-86-2377

F 管理課分室管内

2. モニター活動範囲

利根川右岸 32.0 km ~ 51.5 km
" 左岸 32.0 km ~ 51.0 km
延長 38.5 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 管理課分室 河川愛護モニター担当
〒287-8510 千葉県香取市佐原イ 4149
TEL 0478-52-3795 FAX 0478-55-1279

G 小見川出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川右岸 15.5 km ~ 32.0 km
" 左岸 18.0 km ~ 32.0 km
延長 30.5 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 小見川出張所 河川愛護モニター担当
〒289-0313 千葉県香取市小見川 4884-8
TEL 0478-82-2629 FAX 0478-82-4154

H 銚子出張所管内

2. モニター活動範囲

利根川右岸 利根川河口 ~ 15.5 km
" 左岸 利根川河口 ~ 18.0 km
延長 33.5 km

9. 問い合わせ先及び応募先

国土交通省利根川下流河川事務所 銚子出張所 河川愛護モニター担当
〒288-0056 千葉県銚子市新生町 1-9-13
TEL 0479-22-1250 FAX 0479-22-9701

- ◎ 今回、「A」区間の応募の申し込み先は取手出張所ですが、モーター採用後の「1. 活動内容」の報告は、下記 ※印 ①の北千葉導水路管理支所と②の取手出張所の2箇所になります。

(B～H区間については、それぞれの区間の9. 問い合わせ先及び応募先記載の出張所1箇所へ活動内容を報告して下さい。)

※「取手・北千葉管内」活動内容の報告先

① (手賀川)

北千葉導水路管理支所

〒270-1316 千葉県印西市発作1207

TEL 04-7189-3211 FAX 04-7189-6144

② (利根川)

取手出張所

〒302-0024 茨城県取手市新町1-1-2

TEL 0297-72-1241 FAX 0297-74-7313